

掛川市消防本部告示第1号

掛川市火災予防条例（平成17年掛川市条例第186号）第61条の2第1項に規定する消防長が別に定める要件を次のとおり定めたので告示する。

平成27年4月1日

掛川市消防長 萩 田 秀 之

次の各号のいずれにも該当すること。

- (1) 大規模な催しが開催可能な公園、河川敷、道路その他の場所を会場として開催される催しで、1日当たりの人出予想が10万人以上であること。
- (2) 主催する者が出店を認める露店等の数が100店舗を超える規模の催しであること。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。